

小樽市防犯カメラの設置及び運用に係るガイドライン

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシーを保護し、画像の流出や悪用を防ぐとともに、撮影される個人の不安解消を図り、防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として、不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置されるカメラであって、画像記録機能を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録された画像で、特定の個人を識別できるものをいう。

3 設置及び撮影範囲

防犯カメラを設置し、撮影する場合には、次の点に留意する。

- (1) 防犯カメラを設置するときは、設置の目的を明確にし、その目的を達成できる場所に設置する。
- (2) 撮影範囲は、設置の目的を達成するための必要最小限の範囲とする。

4 管理及び運用の体制

防犯カメラ及び画像（以下「防犯カメラ等」という。）の管理及び運用については、次の体制により行う。

- (1) 設置者は、防犯カメラ等の適正な管理及び運用を図る。
- (2) 設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ等の適正な管理及び運用に係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。
- (3) 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 設置の表示

設置者は、撮影範囲内などの見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示する。

6 画像の適正な管理

画像を取り扱う者は、次のとおり画像の適正な管理を行う。

- (1) 防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内などの一般の者が出入りできない場所に設置する。

- (2) 不必要な画像は保存しない。
- (3) 記録した画像を保存する期間は、原則として1か月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (4) 画像は、撮影時の状態のまま保存し、正当な理由がない限り加工しない。
- (5) 録画媒体の保管については、施錠できる保管庫に確実に保管するなど、盗難及び紛失の防止のための措置を講ずる。

7 画像の利用及び提供

画像を取り扱う者は、次のとおり画像の適正な利用を行う。

(1) 知り得た情報の秘匿

画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

(2) 目的外利用及び外部提供の禁止

ア 画像及び画像から知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 法令に基づく手続により照会を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提供を求める場合は文書によるものとする。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(エ) 本人の同意がある場合、又は本人からの請求により、本人に提供する場合

(オ) その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合

イ ア(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合であって、画像又は画像から知り得た情報を提供するときは、設置者、管理責任者又は操作担当者は、本人確認書類等により画像を提供する相手方を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等の管理上必要な事項を記録する。

8 苦情等への対応

設置者は、設置した防犯カメラの設置等に対する苦情や問合せがあったときは、迅速かつ適切に対応する。

9 設置基準の作成

- (1) 設置者は、防犯カメラの設置及び運用に関し、このガイドライン3から8までの内容に沿った基準を作成する。
- (2) 設置者は、管理責任者及び操作担当者に当該基準を遵守させる。
- (3) 防犯カメラの画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる。

附則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。